

令和7年度

(令和 6 年度実績)

岡谷市の国保



コクホ3兄弟

市民環境部 医療保険課

目 次

1. 岡谷市の概況	1
2. 岡谷市国民健康保険の沿革	
(1) 各種制度等	1
(2) 保険給付制度の推移	10
(3) 国民健康保険税の推移	15
3. 国保関係の事務機構及び事務分掌	18
4. 岡谷市国民健康保険運営協議会	19
5. 令和6年度国民健康保険加入状況	
(1) 総括	21
(2) 月別の加入状況	21
(3) 年齢階層別国保加入分布状況	22
(4) 年度別被保険者等の状況（年度平均）	22
6. 年度別被保険者異動状況（取得・喪失）	23
7. 年度別国保税調定額・収納額・滞納額・不納欠損額の推移	24
8. 年度別賦課割合・税率・課税限度額の推移	25
9. 国保税軽減の状況	26
10. 国保保健事業の状況	
I 特定健康診査・特定保健指導事業	28
II その他の保健事業	32
11. 令和6年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況	34
12. 年度別岡谷市国民健康保険事業決算状況	35
13. 年度別国庫支出金等収入状況	36
14. 年度別一般会計繰入金の状況	37
15. 医療給付費等の状況	
(1)各種療養費支給の状況	38
(2)年間診療別給付状況	40
(3)年度別その他の給付状況	40
16. 令和6年度 国民健康保険諸率表	41

1. 岡谷市の概況

(1)位置と地勢

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、北は松本市、東は下諏訪町、西は塩尻市、南は諏訪市・辰野町と接しています。諏訪湖の西岸に面し、西北には塩嶺王城県立自然公園、東には八ヶ岳連峰、遠くには富士山を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。また、諏訪湖唯一の排水口に臨み、ここより天竜川が発し、遠く浜松に達しています。

明治時代から昭和初期にかけて日本の近代化を支えた生糸の都「シルク岡谷」として世界にその名を馳せ、戦後はその産業基盤をもとに「東洋のスイス」と言われる精密工業都市として発展してきました。

そして現在は、「ものづくりのまち」として、これまで培ってきた精密加工技術を最大限に活用し、21世紀型技術体系の基盤をなすナノテクノロジーをベースとした「スマートデバイスの世界的供給基地」の形成を目指して歩んでいます。

(2)市勢一般

市制施行	昭和 11 年 4 月 1 日 (諏訪郡平野村の区域)
市合併	昭和 30 年 1 月 1 日 湊村、同年 2 月 1 日 川岸村、 昭和 32 年 3 月 25 日 長地村を合併
市境界変更	昭和 33 年 7 月 1 日旧長地地籍の東山田・東町を下諏訪町へ境界変更
位 置	東経 $138^{\circ} 03'$ 、北緯 $36^{\circ} 04'$ 、標高 779.2m
面 積	面積 85.10k m ² 、東西 7.3km、南北 16.7km
人 口	令和 7 年 10 月 1 日 人口 45,902 人、世帯数 21,038 世帯
支 所	湊支所、川岸支所、長地支所
医療施設等	令和 6 年 10 月 1 日 病院 3、診療所 30、歯科診療所 28

(※令和 6 年度諏訪地方統計要覧)

2. 岡谷市国民健康保険の沿革

(1)各種制度等

昭和 13 年 7 月 国民健康保険法施行

(組合方式による任意設立、任意加入。給付掛金とともに各組合の自由。社会保険としての法制化なし)

昭和 23 年 7 月 国民健康保険法全部改正、施行

(任意設立、強制加入。市町村公営方式。国庫補助開始)

昭和 30 年 6 月 岡谷市国民健康保険事業開始

一部負担金 5 割、助産費 500 円、葬祭費 500 円、課税限度額 20,000 円

昭和 32 年 国民皆保険 4 ヶ年計画策定

昭和 34 年 1 月 新国民健康保険法施行

- ①全市町村の義務制
- ②被保険者の適用除外の法定化
- ③療養の給付範囲の法定化
- ④一部負担金割合を最高 5 割
- ⑤給付制限を最小限 3 年
- ⑥療養取扱機関制度の創設
- ⑦国庫負担等国の責任を明確にし、調整交付金制度の創設

昭和 36 年 4 月 国民皆保険の達成

昭和 38 年 10 月 世帯主 7 割給付法定化

昭和 43 年 1 月 世帯員の 7 割給付実施

昭和 45 年 4 月 岡谷市育児手当金支給開始

昭和 48 年 1 月 老人福祉法の一部改正により、老人医療費支給制度の実施 (老人医療費無料化)

10 月 高額療養費支給制度開始 (48.10.1~50.9.30 まで任意給付)
岡谷市 65 歳以上の寝たきり老人医療制度実施

昭和 49 年 10 月 岡谷市高額療養費制度実施 (限度額 30,000 円)

昭和 50 年 10 月 高額療養費支給制度法定化 (限度額 30,000 円)

昭和 53 年 4 月 国保保健婦を市町村保健婦に移管
7 月 老人医療 68 歳に引き下げ (県単)

昭和 55 年 4 月 岡谷市国保事務の電算化

昭和 58 年 2 月 老人保健法施行

昭和 59 年 4 月 高額医療費共同事業実施
10 月 退職者医療制度創設 (本人 8 割、被扶養者入院 8 割、外来 7 割)
高額療養費制度改革 (世帯合算の導入、多数該当世帯の負担軽減、長期高額疾病患者の負担軽減)

昭和 61 年 4 月 日本に居住する外国人を被保険者とする。
保険者は、災害等の特別な理由がなく保険料 (税) を滞納している者に対する保険給付を一部制限
することができることとされた。

昭和 63 年 4 月 保険基盤安定制度創設 (63、元年度は暫定措置)
高額医療費共同事業の強化、充実
岡谷市国保事務を(株)諏訪広域総合情報センタによる住民情報システムにより開始

平成元年 4 月 岡谷市健康管理データバンク事業 (国の助成 300 万円)
岡谷市国民健康保険料 (税) 収納率向上特別対策事業開始 (~3 年度。国の助成 800 万円)

平成 2 年 4 月 保険基盤安定制度暫定措置を恒久化

平成 3 年 4 月 岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート I 一次分開始 (3~5 年度。国の助成 1 千万円)
岡谷市国民健康保険人間ドック助成事業開始
老人保健法改正 (施行 4.1.1, 4.4.1)

平成 4 年 4 月 国保財政安定化支援事業、国保職員の給与費、助産費に係る一般会計からの繰出しに要する経費等
について所要の地方財政措置が講じられた。
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施 (収納率向上特別対策)

平成 5 年 4 月 国保財政安定化支援事業の国保法上制度化 (5、6 年度)
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施 (収納率向上特別対策事業・医療費適正化特別対策事業)

平成 6 年 4 月 国保事務費負担金 (国保運営協議会の運営、国保職員の研修、被保険者
証等及び年金受給者リストの作成に係る経費を除く。) に係る一般会計からの繰出しに要する経費に
について所要の地方財政措置が講じられた。
岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート I 二次分開始
(6~7 年度。国の助成 200 万円。エイズ対策分 200 万円)

岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施
(保険料 (税) 適正賦課及び収納率向上特別対策事業・医療費適正化特別対策事業)

10 月 国民健康保険法等の一部改正
・ 入院給食費の自己負担導入 (入院食事療養費標準負担額制度開始)
・ 出産育児一時金の創設
岡谷市助産費と育児手当金を統合して出産育児一時金 30 万円を支給開始

平成 7 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の創設
- ・国保財政安定化支援事業の継続（8 年度迄、11 年度迄延長）

岡谷市国民健康保険高額医療費貸付事業開始

岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート II 開始（7～9 年度）

岡谷市国民健康保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業 実施

7 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・精神医療の措置入院及び通院医療に関して公費優先から保険優先。
また、措置入院者に関する住所地の特例適用開始。
- ・結核医療の命令入所及び適正医療に関して公費優先から保険優先。
また、命令入所に関する住所地の特例適用開始

平成 8 年 4 月 岡谷市保健福祉総合情報システム（総合データバンク事業）構築事業着手（～12 年度）

岡谷市国民健康保険脳ドック助成事業開始

岡谷市国民健康保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業 実施

平成 9 年 4 月 岡谷市国民健康保険スポーツドック助成事業開始

9 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・外来薬剤負担の導入

平成 10 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・事務費負担金の一般財源化（全額一般財源化）

7 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し
- ・老人保健医療費拠出金の算定に用いる老人加入率の上限の引き上げ（25% → 30%）

岡谷市国民健康保険医療費適正化特別対策事業実施（10～12 年度）

平成 11 年 7 月 老人保健受給者の薬剤一部負担の軽減特例措置

平成 12 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・介護保険施行に伴う介護納付金の納付に関する事務の開始
- ・介護保険第 2 号被保険者の保険料の賦課徴収に関する事務の開始
- ・介護保険施行に伴う住所地特例の見直し
- ・国民健康保険料（税）の収納対策の強化

平成 13 年 1 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・高額療養費の自己負担限度額の見直し
- ・入院時食事療養費標準負担額の見直し
- ・海外療養費制度の創設
- ・長期入院者に係る住所地特例の創設

老人保健法等の一部改正

- ・一部負担金の見直し（定率制の導入）
- ・入院時食事療養費標準負担額の見直し
- ・薬剤一部負担金の廃止
- ・高額医療費支給制度の創設

平成 14 年 10 月 国民健康保険法等の一部改正

- ・一部負担金の見直し（乳幼児、70 歳以上の被保険者）

- ・高額療養費の自己負担限度額の見直し

老人保健法等の一部改正

- ・老人保健対象年齢の見直し

- ・一部負担金の見直し

- ・高額医療費自己負担限度額の見直し

- 平成 15 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・退職被保険者等の一部負担金の見直し
 - ・外来薬剤一部負担金の廃止
 - ・高額療養費の見直し
 - ・保険者支援制度の創設
 - ・高額医療費共同事業の拡充・制度化
 - ・保険料の算定方法の見直し
- 平成 17 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・県調整交付金の導入
 - ・国保基盤安定事業負担金保険料（税）軽減分の公費補填の見直し
- 平成 18 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・国保財政基盤安定強化策の継続
 - ・介護納付金賦課限度額の引き上げ 8 万円→9 万円
- 山梨大学との包括協定に基づく市民健康づくり事業開始（18～20 年度）
- 平成 18 年 10 月 国民健康保険法の一部改正
- ・保険財政共同安定化事業の創設
- 医療制度改革による改正
- ・患者負担の見直し 70 歳以上一定以上所得者 2 割→3 割
 - ・高額医療費の自己負担限度額の引き上げ
 - ・人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額の引き上げ 1 万円→2 万円
 - ・出産育児一時金基準額の引き上げ 30 万円→35 万円
- 平成 19 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・基礎課税分賦課限度額の引き上げ 53 万円→56 万円
 - ・70 歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化
- 山梨大学との包括協定に基づき、岡谷市健康増進計画の中間評価と岡谷市ヘルス・ケア・インフォメーションの構築向け共同研究実施
- 平成 20 年 3 月 老人保健法廃止
- 脳ドッグ助成事業の廃止
- 平成 20 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・70 歳～74 歳の一般高齢者の一部負担金割合、高額療養費の自己負担限度額の見直し
 - ・乳幼児に対する一部負担金割合軽減の拡大
 - ・高額医療・高額介護合算制度の創設
 - ・後期高齢者医療制度の開始により、国保税に後期高齢者支援金が新設
 - ・賦課限度額変更
- | | |
|-----------|-------|
| 基礎課税額分 | 47 万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 12 万円 |
- ・後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税の軽減措置（特定世帯）
- 医療制度改革
- 特定健康診査・特定保健指導の開始
- 前期高齢者に係る保険者間の費用負担調整制度創設（前期高齢者交付金）
- 平成 20 年 10 月 国民健康被保険者証のカード化
- 年金からの特別徴収開始

- 平成 21 年 1 月 医療制度改革の改正
- ・75 歳到達月の高額療養費限度額の見直し
 - ・産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引き上げ 35 万円→38 万円
(3 万円加算)
- 平成 21 年 3 月 平成 18 年度からの 3 年間にわたる山梨大学との「市民健康づくり事業」の共同事業研究が終了
- 平成 21 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・介護納付金賦課限度額の引き上げ 9 万円→10 万円
- 平成 21 年 10 月 医療制度改革による改正
- ・出産育児一時金基準額の引き上げ 38 万円→42 万円 (平成 23 年 3 月までの経過措置)
- 平成 22 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・賦課限度額変更

基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ	47 万円→50 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	10 万円→13 万円
低所得者に対する軽減割合を 6・4 割軽減から 7・5・2 割軽減に改定	
 - ・特例対象被保険者等 (非自発的失業者) の国民健康保険税の軽減措置創設、施行
- 平成 23 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・賦課限度額変更

基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ	50 万円→51 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	13 万円→14 万円
介護納付金賦課限度額の引き上げ	10 万円→12 万円
 - ・出産育児一時金基準額の恒久措置化 (38 万円→42 万円)
- 平成 24 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・国保財政基盤強化策の恒久化等
 - 特定健康診査の個人負担金の無料化
- 平成 25 年 4 月 国民健康保険法の一部改正
- ・後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税の軽減の特例措置の恒久化及び延長
- 平成 26 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・賦課限度額変更

後期高齢者支援金分の引き上げ	14 万円→16 万円
介護納付金賦課限度額の引き上げ	12 万円→14 万円
 - ・保険税軽減の対象世帯の拡大

5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ	
--------------------------	--
 - ・70 歳以上 75 歳未満の方の一部負担金の特例処置の廃止
 - ※昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれの人から 2 割負担(現役並み所得者は 3 割負担)
- 平成 27 年 1 月 国民健康保険法の一部改正
- ・出産育児一時金 (42 万円) のうち産科医療補償制度に係る額が改正 (16,000 円)
 - ・70 歳未満の高額療養費自己負担限度額等の見直し (3 区分→5 区分に細分化)

平成 27 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正

・賦課限度額変更

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	51 万円→52 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	16 万円→17 万円
介護納付金賦課限度額の引き上げ	14 万円→16 万円

・保険税軽減の対象世帯の拡大

5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ

- ・保険財政共同安定化事業の全医療費拡大の開始
- ・退職者医療制度の廃止に向けた経過措置の開始
- ※原則、新たな被保険者を生じない。
- ・保険基盤安定制度の保険者支援分の拡充

平成 27 年 5 月 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立

・国民健康保険の安定化

財政支援の拡充（平成 27 年度から）

都道府県が財政運営の責任主体となる（平成 30 年度から）

- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（平成 27 年度から段階的に実施）
- ・負担の公平化等（平成 28 年度から）

入院時食事負担額の段階的な引き上げ 平成 28 年度 1 食 260 円→1 食 360 円
(※低所得、難病患者等は据置き) 平成 30 年度 1 食 360 円→1 食 460 円

- ・紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入（平成 28 年度から） など

平成 28 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正

・賦課限度額変更

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	52 万円→54 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	17 万円→19 万円

・保険税軽減の対象世帯の拡大

5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ

- ・負担の公平化等（平成 28 年度実施分）

入院時食事負担額の引き上げ 1 食 260 円→360 円（※低所得、難病患者等は据置き）

- ・紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入

平成 29 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正

・保険税軽減の対象世帯の拡大

5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ

平成 29 年 8 月 国民健康保険法の一部改正

- ・70 歳以上の高額療養費自己負担限度額等の見直し

現役並みの外来療養に係る限度額引き上げ

一般の外来療養に係る限度額引き上げ（但し、年間の上限を設定）

一般世帯の療養に係る限度額引き上げと多数回上限を設定

平成 30 年 4 月	国保制度改革の施行（国保財政運営の都道府県単位化等） 国民健康保険法等の一部改正 ・賦課限度額変更 基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ 54 万円→58 万円 ・保険税軽減の対象世帯の拡大 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ ・負担の公平化等（平成 30 年度実施分） 入院時食事負担額の引き上げ 1 食 360 円→460 円（※低所得、難病患者等は据置き）
平成 30 年 8 月	・70 歳以上の高額療養費自己負担限度額等の見直し 現役並みの外来及び入院療養に係る限度額の細分化（個人単位の廃止） 一般の外来療養に係る一月の限度額引き上げ（但し、年間の上限は据置き）
平成 31 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 ・賦課限度額変更 基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ 58 万円→61 万円 ・保険税軽減の対象世帯の拡大 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
令和元年 5 月	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正 国民健康保険法等の一部改正 ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための改正 保険者間で被保険者の資格情報を一元的に管理する仕組みの創設 医療及び介護給付の情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築 等
令和 2 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 ・賦課限度額変更 基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ 61 万円→63 万円 介護納付金分の引き上げ 16 万円→17 万円 ・保険税軽減の対象世帯の拡大 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
令和 2 年 5 月	新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策 ・傷病手当金制度の創設 ・国民健康保険税の減免
令和 2 年 8 月	国保財政運営の都道府県単位化に伴う国民健康保険証と高齢受給者証の一体化 ・国民健康保険証等の更新時期の変更 10 月→8 月
令和 3 年 1 月	平成 30 年度税制改正における基礎控除額の見直し（R3.1.1 施行） ・個人所得課税の見直しにおいて、令和 2 年分から給与所得控除・公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替等に伴う軽減判定所得基準額の見直し 7 割軽減 43 万円+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下 5 割軽減 43 万円+28.5 万円×被保険者数+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下 2 割軽減 43 万円+52 万円×被保険者数+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下
令和 3 年 9 月	令和 3 年 8 月豪雨による被災者への一部負担金の免除 ・令和 3 年 8 月 15 日から令和 3 年 11 月 30 日までの間に災害に起因する傷病で受診した際 の一部負担金の償還

令和 4 年 1 月	健康保険法施行令等の一部改正	
	・出産育児一時金(42 万円)のうち産科医療補償制度に係る額が改正 (12,000 円)	
令和 4 年 4 月	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行	
	・未就学児に係る被保険者均等割額を 5 割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度の創設	
	国民健康保険法等の一部改正	
	・賦課限度額変更	
	基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 63 万円→65 万円	
	後期高齢者支援金分の引き上げ 19 万円→20 万円	
令和 4 年 7 月	本算定課税分から、長野県が示した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に沿って、令和 9 年度までに二次医療圏の統一、応益割水準の平準化を進めるとともに、資産割の廃止に着手	
令和 5 年 4 月	健康保険法施行令等の一部改正	
	・出産育児一時金の支給額引き上げ 40.8 万円→48.8 万円	
	国民健康保険法等の一部改正	
	・賦課限度額変更	
	後期高齢者支援金分の引き上げ 20 万円→22 万円	
	令和 5 年度税制改正における基礎控除額の見直し (R5.4.1 施行)	
	7 割軽減 43 万円+10 万円×(給与・年金等所得者の数-1) 以下	
	5 割軽減 43 万円+29 万円×被保険者数+10 万円×(給与・年金等所得者の数-1) 以下	
	2 割軽減 43 万円+53.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与・年金等所得者の数-1) 以下	
令和 6 年 1 月	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行	
	・出産被保険者の産前産後期間の均等割額と所得割額を免除し、その減額相当額を公費で支援する制度の創設	
令和 6 年 4 月	令和 6 年度課税分から、長野県が示した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に沿って、資産割課税を廃止	
	国民健康保険法等の一部改正	
	・賦課限度額変更	
	後期高齢者支援金分の引き上げ 22 万円→24 万円	
	令和 6 年度税制改正における基礎控除額の見直し (R6.4.1 施行)	
	7 割軽減 43 万円+10 万円×(給与・年金等所得者の数-1) 以下	
	5 割軽減 43 万円+29.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与・年金等所得者の数-1) 以下	
	2 割軽減 43 万円+54.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与・年金等所得者の数-1) 以下	
令和 6 年 12 月	国民健康保険法等の一部改正	
	・マイナ保険証を基本とする制度へ移行	
	・健康保険証の新規発行の停止	
令和 7 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正	
	・賦課限度額変更	
	基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 65 万円→66 万円	
	後期高齢者支援金分の引き上げ 24 万円→26 万円	
	・軽減判定所得の判定基準見直し	

7割軽減 43万円+10万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下

5割軽減 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下

2割軽減 43万円+56万円×被保険者数+10万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下

岡谷市国民健康保険税条例の一部改正

- ・普通徴収の暫定賦課の廃止（9回納期へ変更）

(2)保険給付制度の推移

○一般給付等

	給付内容等
昭和 30 年 6 月	全員 5割
昭和 38 年 10 月	世帯主 7割 その他 5割
昭和 43 年 1 月	全員 7割
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度 (70 歳以上無料化)
昭和 48 年 10 月	65 歳以上寝たきり老人医療支給制度
昭和 49 年 10 月	高額療養費制度 (限度額 30,000 円) (50.10 ~法定化)
昭和 57 年 9 月	〃 (限度額 45,000 円)
昭和 58 年 1 月	〃 (限度額 51,000 円)
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行 (外来 月 400 円、入院 1 日 300 円の 2ヵ月限度)
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度 (退職者本人 入院・外来 8割、 〃 扶養 入院 8割、外来 7割)
	高額療養費制度改正 (限度額 51,000 円。多数該当 30,000 円、 特定疾病認定者は 10,000 円)
昭和 60 年 5 月	高額療養費制度 (限度額 54,000 円。他は従来通り)
昭和 62 年 1 月	老人保健法一部改正 (外来 月 800 円、入院 1 日 400 円の退院迄)
平成元年 6 月	高額療養費制度 (限度額 57,000 円。多数該当 33,000 円)
平成 3 年 5 月	高額療養費制度 (限度額 60,000 円。多数該当 34,800 円)
平成 4 年 1 月	老人保健法一部改正 (外来 月 900 円、入院 1 日 600 円)
平成 5 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来 月 1,000 円、入院 1 日 700 円)
平成 5 年 5 月	高額療養費制度 (限度額 63,000 円、多数該当 37,200 円)
平成 6 年 10 月	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (入院食事療養費標準負担額 1 日 600 円。減額 住民税非課税世帯 450 円 (長期入院 300 円) 福祉年金受給者 200 円)
平成 7 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来月 1,010 円、入院 1 日 700 円)
平成 8 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来月 1,020 円、入院 1 日 710 円)
平成 8 年 6 月	高額療養費制度 (限度額 63,600 円。他は従来どおり)
平成 8 年 10 月	入院時食事療養費標準負担額 1 日 760 円。減額 住民税非課税世帯等 650 円 (長期入院 500 円)
平成 9 年 9 月	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (外来薬剤負担の導入。 老人一部負担 外来1回 500 円の月 4 回まで、入院 1 日 1,000 円)
平成 10 年 4 月	老人保健法一部改正 (入院 1 日 1,100 円)
平成 11 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来 1 回 530 円の月 4 回まで。 入院 1 日 1,200 円)
平成 11 年 7 月	老人保健受給者の外来薬剤負担の軽減特例措置
平成 12 年 7 月	老人保健受給者の外来薬剤負担の軽減特例措置の継続

平成 13 年 1 月	国民健康保険法一部改正 高額療養費自己負担限度額の見直し 医療費の応分負担、上位所得者区分の創設 食事療養費標準負担額の見直し 760 円→780 円 海外療養費制度の創設
	老人保健法一部改正 一部負担金の見直し (定率 (1 割) 制の導入 (一部診療所は定額制可)、 入院時限度額 住民税課税世帯 37,200 円、 非課税 24,600 円、福祉年金 15,000 円) 薬剤一部負担金の廃止 (13 年 8 月診療分より) 高額医療費支給制度の創設 (同一の老人世帯での入院時限度額超過 分を支給)
平成 14 年 10 月	国民健康保険法一部改正 一部負担金の見直し • 乳幼児 3 割→2 割 • 平成 14 年 10 月 1 日以降に 70 歳になる方 3 割→1 割 (ただし、一定以上所得者は 2 割) 高額療養費自己負担限度額の見直し 一定以上所得者、低所得者区分の創設
	老人保健法一部改正 一部負担金の見直し (一定以上所得者は 2 割) 高額療養費自己負担限度額の見直し 一定以上所得者区分の創設
平成 15 年 4 月	国民健康保険法一部改正 一部負担金の見直し • 退職被保険者及びその扶養者 2 割→3 割 これに伴い退職被保険者の特例療養費廃止 外来薬剤一部負担金の廃止 高額療養費の見直し • 70 歳未満の自己負担限度額 一般 = 72,300 円 + (医療費 - 241,000 円) × 0.01 上位所得者 = 139,800 円 + (医療費 - 466,000 円) × 0.01
平成 18 年 10 月	国民健康保険法一部改正 一部負担金の見直し • 70 歳以上一定以上所得者 2 割→3 割 高額療養費の見直し • 70 歳未満の自己負担限度額 一般 = 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 上位所得者 = 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額見直し 10,000 円→20,000 円 出産育児一時金の見直し 300,000 円→350,000 円
平成 20 年 4 月	国民健康保険法一部改正 70 歳～74 歳の一般高齢者 • 一部負担金の見直し 1 割→2 割 • 高額療養費の自己負担限度額見直し 一般所得者 外来 12,000 円→24,600 円 入院等 44,400 円→62,100 円 ※激変緩和として、1 年間凍結 乳幼児に対する窓口負担割合の軽減措置を 3 歳未満から義務教育就学前 までに拡大

平成 21 年 1 月	産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引き上げ 3 万円加算 (350,000 円→380,000 円)
平成 21 年 10 月	平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の経過措置として、出産育児一時金の引き上げ 4 万円加算 (380,000 円→420,000 円)
平成 23 年 4 月	出産育児一時金の引き上げの恒久措置化 (380,000 円→420,000 円)
平成 26 年 4 月	70 歳～74 歳の一部負担金の特例措置の廃止 昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれの人から 2 割負担(現役並み所得者は 3 割負担)
平成 27 年 1 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70 歳未満の自己負担限度額 (5 区分に細分化) 区分ア 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 0.01 4 回目以降 140,100 円 区分イ 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 0.01 4 回目以降 93,000 円 区分ウ 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 4 回目以降 44,400 円 区分エ 57,600 円 4 回目以降 44,400 円 区分オ 35,400 円 4 回目以降 24,600 円 出産育児一時金の見直し (420,000 円は据え置き) ・ 産科医療補償制度に係る分の額の改正 (30,000 円→16,000 円)
平成 28 年 4 月	入院時食事代の引き上げ(段階的) 1 食 260 円→360 円 (低所得、難病患者等は据え置き) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
平成 29 年 8 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70 歳以上の自己負担限度額の見直し 現役並み所得者 外来 44,400 円→57,600 円 一般所得者 外来 12,000 円→14,000 円(年間 14.4 万円上限) 入院等 44,400 円→57,600 円(多数該当 44,400 円)
平成 30 年 2 月	第三者行為等での傷病時における負担割合見直し 負担割合が 1 割の高齢受給者でも第三者行為等では 2 割負担
平成 30 年 4 月	都道府県化の施行 県が共同保険者となる (国保の資格管理の変更、県内異動での高額療養費の多数回該当の引継ぎ等) 入院時食事代の引き上げ(段階的) 1 食 360 円→460 円 (低所得、難病患者等は据え置き。ほか一部を除く。)
平成 30 年 8 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70 歳以上の自己負担限度額 (現役並み区分の細分化、世帯単位化等) 現役並み所得者 III 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 0.01 4 回目以降 140,100 円 現役並み所得者 II 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 0.01 4 回目以降 93,000 円 現役並み所得者 I 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 4 回目以降 44,400 円 一般所得者 外来 14,000 円→18,000 円(年間 14.4 万円上限) ※上記以外の区分等には変更なし

令和2年5月	傷病手当金制度の創設 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給 対象者：被用者のうち、感染した者又は感染が疑われる者 対象日数：就労予定日数-3日 支給額：1日当たりの支給額 [= (直近の3ヶ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3] × 支給対象日数 対象期間：令和2年1月1日から令和3年3月31日
令和3年4月	傷病手当金制度の対象期間の延長 令和3年6月30日→令和3年9月30日→令和3年12月31日→ 令和4年3月31日→令和4年6月30日→令和4年9月30日→ 令和4年12月31日→令和5年5月7日
令和4年1月	出産育児一時金の見直し (420,000円は据え置き) ・産科医療補償制度に係る分の額の改正 (16,000円→12,000円)
令和5年4月	出産育児一時金の見直し (支給額 420,000円→500,000円)
令和6年6月	入院時食事代の引き上げ(段階的) 1食460円→490円
令和6年12月	健康保険証の新規発行を停止
令和7年4月	入院時食事代の引き上げ(段階的) 1食490円→510円
令和7年8月	全ての健康保険証が有効期限となったため、マイナ保険証の保有状況により資格確認書又は資格情報のお知らせを交付 高額療養費の自己負担限度額区分の基準見直し ・70歳以上の自己負担限度額 低所得者I・・・住民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯 (公的年金控除額を80.67万円 (令和7年7月診療分以前は80万円))

○その他の給付

	助産費	葬祭費	育児手当金
昭和30年6月	円 500	円 500	円 —
35年4月	945	914	—
36年4月	1,000	1,000	—
39年4月	2,000	2,000	—
45年4月	10,000		1,200
46年4月		5,000	3,000
49年4月	20,000		
50年7月	40,000		
52年10月	60,000		
54年4月		10,000	
54年12月	80,000		
57年3月	100,000		
59年4月		20,000	
62年3月	130,000		
平成4年4月	240,000	50,000	
6年10月	300,000		
18年10月	350,000		

	出産育児一時金	葬祭費	
21年1月	380,000		
21年10月	420,000		
23年4月	420,000 (恒久化)		
27年1月	420,000 (産科医療補償分 16,000 含)		
令和 4年1月	420,000 (産科医療補償分 12,000 含)		
5年4月	500,000 (産科医療補償分 12,000 含)		

(3)国民健康保険税の推移

年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
昭和 37					50,000	
昭和 39	2.9	20.0	500	850		+20%
昭和 41	3.0	25.0	700	1,200		+20%
昭和 43	3.4	30.0	1,100	2,000		+30%
昭和 45	3.8	40.0	1,600	3,500		+23%
昭和 46					80,000	
昭和 49					120,000	
昭和 50	4.9		2,500	4,500		+20%
昭和 51	6.1	43.0	3,000	5,400	150,000	+20%
昭和 52	7.8	45.0	3,900	6,900	170,000	+17%
昭和 53					190,000	
昭和 54					220,000	
昭和 55					240,000	
昭和 56					260,000	
昭和 57					270,000	
昭和 58					280,000	
昭和 59			6,360	7,800	350,000	+4.6%
昭和 61	8.3	51.0	12,480	14,640	370,000	+17.5%
昭和 62					390,000	
昭和 63					400,000	
平成元					420,000	
平成 3					440,000	
平成 4	6.9	40.0	12,000	14,000	460,000	△9.7%
平成 5					500,000	
平成 7					520,000	
平成 8	6.3	28.0	16,500	18,500		—
平成 9					530,000	
平成 12	6.2 0.83	25.0 5.88	16,000 3,500	18,000 3,000	530,000 70,000	△2.9% 新規
平成 13	— 1.02	— 7.60	— 4,500	— 3,500	— —	+16.5%
平成 14	— —	— —	— —	— —	— —	— —
平成 15	— —	— —	— —	— —	— 80,000	— —
平成 16	— —	— —	— —	— —	— —	— —
平成 17	7.0 1.2	25.0 7.6	18,500 5,300	19,500 4,100	530,000 80,000	+12.8% 暫定賦課
平成 18	— —	— —	— —	— —	— 90,000	— —
平成 19	— —	— —	— —	— —	560,000 —	— —
平成 20	5.6 1.4 1.2	20.0 5.0 7.6	14,800 3,700 5,300	15,600 3,900 4,100	470,000 120,000 90,000	— — —

※上段は基礎課税分「医療」、中段は後期高齢者支援金分、下段は介護納付金分保険税の税率等

年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
平成 21	(6. 3) 6. 8	20. 0	(15, 400) 15, 900	16, 600	470, 000	(+13. 84) +17. 97
	1. 6	4. 0	4, 500	4, 700	120, 000	
	2. 0	4. 4	5, 800	4, 500	100, 000	
平成 22	—	—	—	—	500, 000	—
	—	—	—	—	130, 000	—
	—	—	—	—	—	—
平成 23	6. 8	—	15, 900	—	510, 000	(+3. 78)
	—	—	—	—	140, 000	
	—	—	—	—	120, 000	
平成 24	7. 2	—	17, 300	17, 400	—	+8. 07
	1. 9	—	5, 600	5, 000	—	
	2. 0	—	6, 200	5, 800	—	
平成 25	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
平成 26	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	160, 000	—
	—	—	—	—	140, 000	—
平成 27	—	—	—	—	520, 000	—
	—	—	—	—	170, 000	—
	—	—	—	—	160, 000	—
平成 28	—	—	—	—	540, 000	—
	—	—	—	—	190, 000	—
	—	—	—	—	—	—
平成 29	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
平成 30	7. 47	19. 15	17, 400	16, 400	580, 000	+2. 38
	2. 27	4. 51	6, 800	5, 600	—	
	1. 84	3. 95	6, 100	5, 100	—	
令和元	7. 36	18. 95	18, 200	16, 800	610, 000	+3. 60
	2. 33	4. 51	7, 400	6, 000	—	
	1. 99	3. 95	7, 200	5, 400	—	
令和 2	7. 05	17. 92	18, 200	16, 800	630, 000	+2. 49
	2. 43	4. 51	8, 100	6, 400	—	
	2. 20	3. 95	8, 300	6, 200	170, 000	
令和 3	7. 92	—	20, 000	—	—	+3. 80
	2. 38	4. 47	—	—	—	
	1. 98	3. 60	—	—	—	
令和 4	7. 61	11. 95	21, 800	20, 000	650, 000	+0. 05
	2. 40	2. 98	8, 600	6, 800	200, 000	
	2. 02	2. 40	8, 600	6, 800	—	
令和 5	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	220, 000	
	—	—	—	—	—	
令和 6	7. 26	課税廃止	23, 200	22, 600	—	+3. 54
	2. 89		10, 200	8, 200	240, 000	
	2. 38		10, 000	8, 000	—	

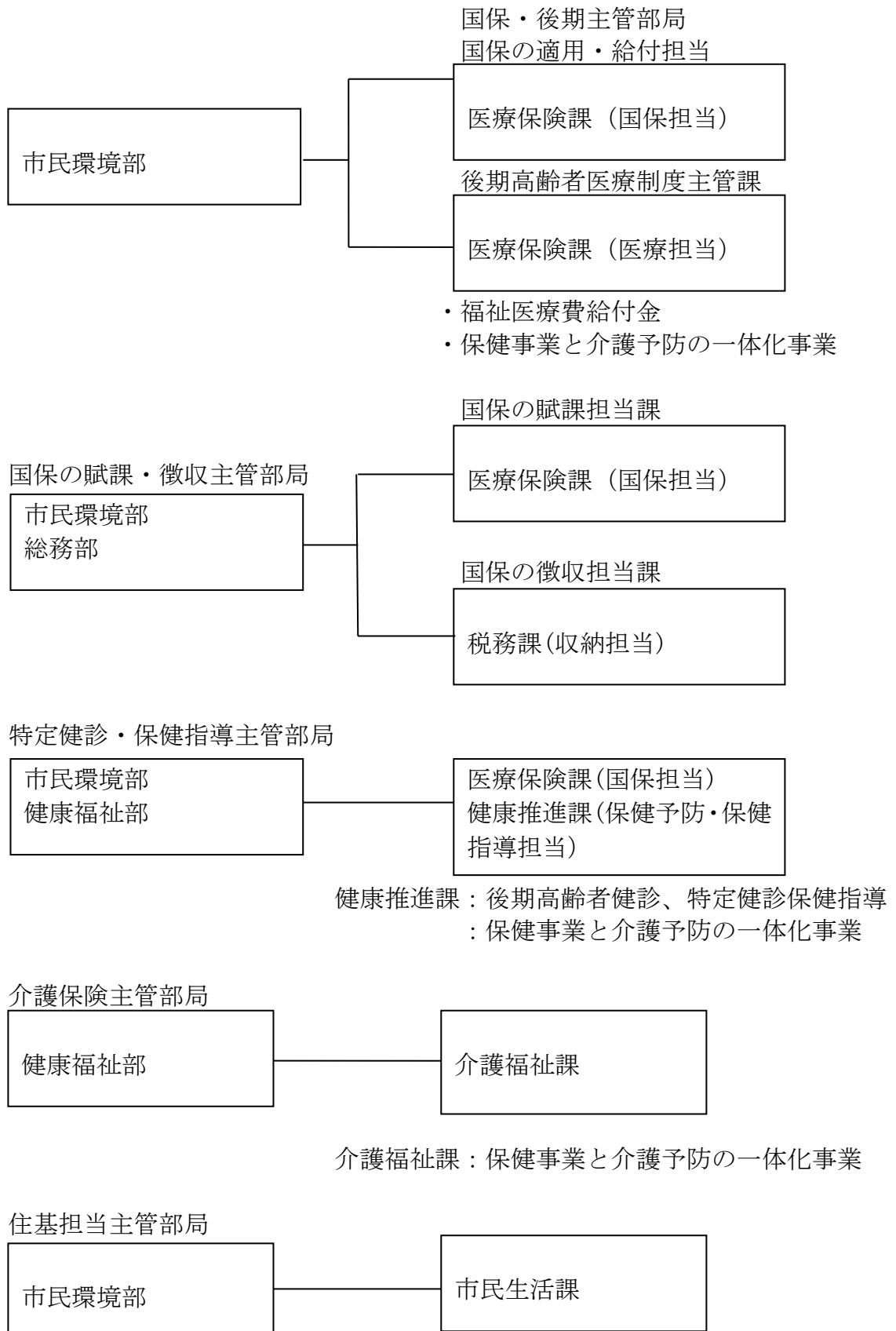
年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
令和 7	— — —	— — —	— — —	— — —	660,000 260,000 —	—

※上段は基礎（医療）課税分、中段は後期高齢者支援金分、下段は介護納付金分保険税の税率等
平成 21・22 年度は、（ ）の軽減後の暫定税率を適用（平成 21 年度は緊急経済対策の一環と
して実施）

令和 6 年度は、標準保険料率に基づいて改定。資産割課税を廃止した。

令和 7 年度は、普通徴収に係る暫定賦課を廃止した。

3. 国保関係の事務機構及び事務分掌



4. 岡谷市国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条第2項により設置されている保険者（市）の諮問機関で、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。

「重要事項」とは、国民健康保険事業の基本事項と保険財政に重要な関連を有するもの、すなわち、一部負担金の負担割合の引き下げ、国民健康保険税の税率、保険給付の種類及びその内容の変更等について市長の諮問により建議を行う。

(1) 協議会の構成

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 被保険者を代表する委員 | 3人 |
| 2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（H6.10.1名称変更） | 3人 |
| 3. 公益を代表する委員 | 3人 |
| 4. 被用者保険等保険者を代表する委員（S61.2.1新設） | 2人 |

(2) 岡谷市国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期 令和7.8.1～令和10.7.31）

会長 高野 勝寛（7.8.1～）

副会長 松下 弘子（7.8.1～）

○会長、副会長は、公益代表委員から、毎年互選による選出（再任妨げない）

被保険者代表委員

岩本 吉夫（任期 4.8.1～）新任

藤森 崇之（任期 4.8.1～）新任

鮎澤 きよみ（任期 4.8.1～）新任

保険医・保険薬剤師代表委員

野村 忠利（任期 24.6.1～）再任

早出 啓子（任期 5.8.1～）新任

池波 寛（任期 25.8.1～）再任

公益代表委員

高野 勝寛（任期 7.8.1～）新任

藤森 すず子（任期 7.8.1～）新任

松下 弘子（任期 7.8.1～）新任

被用者保険等保険者代表委員

黒岩 隆幸（任期 6.4.1～）新任

五味 一人（任期 26.6.21～）再任

(3)岡谷市国民健康保険運営協議会の開催状況(令和6年度)

開催年月日	諮問事項及び答申内容等
R6. 8. 29	第1回岡谷市国民健康保険運営協議会 ○委嘱書の交付 ○会長・副会長の選出について ○協議事項 • 令和5年度岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況について • 国保税納期回数の変更について • 健康保険証の新規発行の停止について
R7. 2. 6	第2回岡谷市国民健康保険運営協議会 ○協議事項 • 令和6年度岡谷市国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて • 令和7年度国保事業費納付金と保険税（確定係数） • 長野県国民健康保険運営方針の改定について

5. 令和6年度 国民健康保険加入状況

(1) 総括

○国民健康保険加入世帯及び被保険者数

		5年度末	6年度末	増減	年間平均
世 帯 数		5,386	5,176	△ 210	5,286
被保険者総数		7,805	7,371	△ 434	7,592
内訳	退職分	0	0	0	0
	一般分	7,805	7,371	△ 434	7,592

○介護保険第2号被保険者数

		5年度末	6年度末	増減	年間平均
一般分		2,569	2,496	△ 73	2,536
退職分		0	0	0	0
計		2,569	2,496	△ 73	2,536

(2)月別の加入状況

世帯数	被保険者 総 数	退職被保険者		一般被保険者		介護2号被保険者 総数	介護2号被保険者 退職 人
		加入数	割 合	加入数	割 合		
		人	%	人	%		
前年度末	5,386	7,805	0	7,805	100.00	2,569	0
6年 4月	5,403	7,823	0	7,823	100.00	2,592	0
5月	5,379	7,763	0	7,763	100.00	2,563	0
6月	5,345	7,696	0	7,696	100.00	2,542	0
7月	5,287	7,617	0	7,617	100.00	2,522	0
8月	5,283	7,571	0	7,571	100.00	2,536	0
9月	5,272	7,542	0	7,542	100.00	2,534	0
10月	5,236	7,483	0	7,483	100.00	2,530	0
11月	5,228	7,480	0	7,480	100.00	2,519	0
12月	5,232	7,492	0	7,492	100.00	2,524	0
7年 1月	5,208	7,447	0	7,447	100.00	2,512	0
2月	5,172	7,380	0	7,380	100.00	2,488	0
3月	5,176	7,371	0.00	7,371	100.00	2,496	0
年間平均	5,286	7,592	0	7,592	100.00	2,536	0

(3)年齢階層別国保加入分布状況

(令和6年10月1日現在)

年齢階層区分	国保被保険者		岡谷市人口		被保割 A/B
	人数 A	構成	人数 B	構成	
0～4歳	人 66	% 0.88	人 1,240	% 3.54	% 5.32
5～9歳	112	1.49	1,561	4.45	7.17
10～14歳	162	2.15	1,803	5.14	8.99
15～19歳	207	2.74	2,207	6.30	9.38
20～24歳	177	2.35	1,667	4.76	10.62
25～29歳	172	2.28	1,595	4.55	10.78
30～34歳	193	2.56	1,822	5.20	10.59
35～39歳	252	3.34	2,031	5.79	12.41
40～44歳	329	4.36	2,370	6.76	13.88
45～49歳	461	6.11	3,220	9.19	14.32
50～54歳	535	7.09	3,778	10.78	14.16
55～59歳	513	6.80	3,228	9.21	15.89
60～64歳	694	9.20	2,773	7.91	25.03
65～69歳	1,324	17.56	2,576	7.35	51.40
70～74歳	2,345	31.09	3,177	9.06	73.81
合 計	7,542	100.00	35,048	100.00	21.52

※0～74歳の人口

年齢階層区分	国保被保険者		岡谷市人口		被保割 A/B
	人数 A	構成	人数 B	構成	
0～19	人 547	% 7.26	人 6,811	% 19.43	% 8.03
20～39	794	10.53	7,115	20.30	11.16
40～59	1,838	24.36	12,596	35.94	14.59
60～69	2,018	26.76	5,349	15.26	37.73
70～74	2,345	31.09	3,177	9.06	73.81
計	7,542	100.00	35,048	100.00	21.52

※0～74歳の人口

(4)年度別被保険者等の状況

(被保状況)

	総世帯数 (10/1)	国保 世帯 数	世帯 加入率	総人口 (10/1)	被保 険 者 数	被保険 者 の 加入率	左記の内訳				国保一世 帯 当たり 人	一世 帯 当たり 人口		
							一般		退職者		老人			
							被保 数	割 合	被保 数	割 合	対象者 数	割 合		
世帯	世帯	世帯	%	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	人
2年度	21,120	6,065	28.72	48,959	9,199	18.79	9,199	100.00	0	0.00	0	0.00	1.52	2.32
3年度	20,984	5,955	28.38	48,242	8,921	18.49	8,921	100.00	0	0.00	0	0.00	1.50	2.30
4年度	21,042	5,735	27.26	47,810	8,484	17.75	8,484	100.00	0	0.00	0	0.00	1.48	2.27
5年度	21,072	5,500	26.10	47,220	8,022	16.99	8,022	100.00	0	0.00	0	0.00	1.46	2.24
6年度	21,100	5,272	24.99	46,589	7,542	16.19	7,542	100.00	0	0.00	0	0.00	1.43	2.21

6. 年度別被保険者異動状況

○取得

(人)

総 数	取 得						
	内 訳						
	転 入	社 保 離 脱	生 保 廃 止	出 生	後 期 離 脱	そ の 他	
2年度	1,450	214	1,153	17	20	0	46
3年度	1,340	192	1,082	6	18	2	40
4年度	1,540	267	1,199	11	8	1	54
5年度	1,651	308	1,279	11	12	0	41
6年度	1,509	308	1,133	4	8	0	56

○喪失

(人)

総 数	喪 失						
	内 訳						
	転 出	社 保	生 保	死 亡	後 期	そ の 他	
2年度	1,642	214	900	20	58	403	47
3年度	1,750	146	896	17	76	559	56
4年度	2,019	214	969	13	59	718	46
5年度	2,019	287	937	5	62	681	47
6年度	1,943	254	943	13	54	623	56

7. 国民健康保険税調定額、収納額、収納率、滞納額、不納欠損額の推移(5年間)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
国民健康保険税	医療分	調定	現年	円 604,731,191	円 621,221,709	円 588,742,339	円 580,511,826	
		収納	現年	579,278,335	595,990,172	571,311,329	549,501,843	
			滞繰	30,836,330	23,614,854	19,898,095	19,473,593	
	後期支援金	調定	現年	216,858,343	202,986,405	195,469,955	193,572,549	
		収納	現年	207,613,825	194,586,850	189,546,836	183,212,889	
			滞繰	9,535,221	7,743,368	6,578,137	6,460,914	
	介護納付金	調定	現年	71,798,766	63,126,286	62,458,306	65,842,125	
		収納	現年	66,514,046	58,856,091	59,331,639	60,238,388	
			滞繰	5,340,864	4,437,814	3,451,591	3,511,966	
収納率	現年課税分		% 95.5	% 95.7	% 95.5	% 94.4	. 94.2	
	滞納繰越分		37.4	32.2	27.3	26.7	27.0	
	合計		88.6	88.7	87.8	86.6	85.5	
	滞納額		円 112,866,580	円 111,550,988	円 112,251,107	円 126,182,487	円 132,513,726	
不納欠損額		円 3,319,856	円 1,472,443	円 5,992,754	円 1,519,027	円 5,028,224		

8. 年度別賦課割合・税率・課税限度額の推移

			応能割				応益割				課税 限度額 (千円)		
			所得割		資産割		応能割 計	均等割		平等割			
			(%)	割合	(%)	割合		(円)	割合	(円)	割合		
元 年 度	計		7.36	56.5	18.95	5.9	62.4	18,200	23.9	16,800	13.7	37.6	610
	内 訳	一般 退職者				5.9	62.4		23.9		13.7	37.6	
						11.2	50.8		34.5		14.7	49.2	
	計		2.33	52.8	4.51	4.1	56.9	7,400	28.7	6,000	14.4	43.1	190
	内 訳	一般 退職者				4.1	56.9		28.7		14.4	43.1	
						7.8	44.1		40.7		15.2	55.9	
	計		1.99	48.2	3.95	2.9	51.1	7,200	33.6	5,400	15.3	48.9	160
	内 訳	一般 退職者				2.9	51.1		33.6		15.2	48.8	
						6.8	38.1		37.9		24.0	61.9	
2 年 度	計		7.05	55.7	17.92	5.8	61.5	18,200	24.4	16,800	14.1	38.5	630
	内 訳	一般 退職者				5.8	61.5		24.4		14.1	38.5	
						-	-		-		-	-	
	計		2.43	52.8	4.51	4.1	56.9	8,100	30.5	6,400	15.2	45.7	190
	内 訳	一般 退職者				4.1	56.9		30.5		15.2	45.7	
						-	-		-		-	-	
	計		2.20	52.6	3.95	2.9	55.5	8,300	26.9	6,200	17.6	44.5	170
	内 訳	一般 退職者				2.9	55.5		26.9		17.6	44.5	
						-	-		-		-	-	
3 年 度	計		7.92	56.0	17.92	5.5	61.5	20,000	25.2	16,800	13.3	38.5	630
	内 訳	一般 退職者				5.5	61.5		25.2		13.3	38.5	
						-	-		-		-	-	
	計		2.38	50.2	4.47	4.1	54.3	8,100	30.5	6,400	15.2	45.7	190
	内 訳	一般 退職者				4.1	54.3		30.5		15.2	45.7	
						-	-		-		-	-	
	計		1.98	48.9	3.60	2.7	51.6	8,300	29.3	6,200	19.1	48.4	170
	内 訳	一般 退職者				2.7	51.6		29.3		19.1	48.4	
						-	-		-		-	-	
4 年 度	計		7.61	58.7	11.95	3.2	61.9	21,800	24.0	20,000	14.1	38.1	650
	内 訳	一般 退職者				3.2	61.9		24.0		14.1	38.1	
						-	-		-		-	-	
	計		2.40	55.1	2.98	2.4	57.5	8,600	28.2	6,800	14.3	42.5	200
	内 訳	一般 退職者				2.4	57.5		28.2		14.3	42.5	
						-	-		-		-	-	
	計		2.02	55.2	2.40	1.6	56.8	8,600	25.5	6,800	17.7	43.2	170
	内 訳	一般 退職者				1.6	56.8		25.5		17.7	43.2	
						-	-		-		-	-	
5 年 度	計		7.61	58.3	11.95	3.3	61.6	21,800	24.1	20,000	14.3	38.4	650
	内 訳	一般 退職者				3.3	61.6		24.1		14.3	38.4	
						-	-		-		-	-	
	計		2.40	54.8	2.98	2.4	57.2	8,600	28.3	6,800	14.5	42.8	220
	内 訳	一般 退職者				2.4	57.2		28.3		14.5	42.8	
						-	-		-		-	-	
	計		2.02	56.2	2.40	1.5	57.7	8,600	24.9	6,800	17.3	42.3	170
	内 訳	一般 退職者				1.5	57.7		24.9		17.3	42.2	
						-	-		-		-	-	
6 年 度	計		7.26	55.2	—		55.2	23,200	27.3	22,600	17.5	44.8	660
	内 訳	一般 退職者					55.2		27.3		17.5	44.8	
						-	-		-		-	-	
	計		2.89	54.5	—		54.5	10,200	29.8	8,200	15.7	45.5	220
	内 訳	一般 退職者					54.5		29.8		15.7	45.5	
						-	-		-		-	-	
	計		2.38	50.8	—		50.8	10,000	28.9	8,000	20.4	49.2	170
	内 訳	一般 退職者					50.8		28.9		20.4	49.2	
						-	-		-		-	-	

9. 軽減世帯の状況

(医療給付費分)

年度	7割 軽 減				5割 軽 減			
	世帯 件	前年比 件	軽減額 千円	前年比 %	世帯 件	前年比 %	軽減額 千円	前年比 %
令和2	1,543	-89	42,927	93.68	1,099	-28	24,561	96.34
令和3	1,573	30	46,162	107.54	1,096	-3	26,472	107.78
令和4	1,555	-18	50,818	110.09	1,032	-64	27,832	105.14
令和5	1,476	-79	48,142	94.73	1,004	-28	26,582	95.51
令和6	1,435	-41	50,974	105.88	909	-95	25,838	97.20

(後期高齢者支援金等分)

年度	7割 軽 減				5割 軽 減			
	世帯 件	前年比 件	軽減額 千円	前年比 %	世帯 件	前年比 %	軽減額 千円	前年比 %
令和2	1,543	-89	17,973	101.50	1,099	-28	10,399	104.62
令和3	1,573	30	18,264	101.62	1,096	-3	10,521	101.17
令和4	1,555	-18	18,898	103.47	1,032	-64	10,472	99.53
令和5	1,476	-79	17,903	94.73	1,004	-28	9,995	95.44
令和6	1,435	-41	20,727	115.77	909	-95	10,661	106.66

(介護納付金分)

年度	7割 軽 減				5割 軽 減			
	世帯 件	前年比 件	軽減額 千円	前年比 %	世帯 件	前年比 %	軽減額 千円	前年比 %
令和2	654	-16	6,871	111.71	337	-11	2,680	112.27
令和3	692	38	7,256	105.60	350	13	2,757	102.87
令和4	677	-15	7,533	103.82	324	-26	2,714	98.44
令和5	676	-1	7,594	100.81	344	20	2,821	103.94
令和6	699	23	9,178	120.86	315	-29	3,065	108.65

2割軽減				合計			
世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
件	件	千円	%	件	件	千円	%
755	5	6,916	98.25	3,397	-112	74,404	94.96
740	-15	7,259	104.96	3,409	12	79,893	107.38
715	-25	7,938	109.35	3,302	-107	86,588	108.38
686	-29	7,455	93.92	3,166	-136	82,179	94.91
653	-33	7,841	105.18	2,997	-169	84,653	103.01

2割軽減				合計			
世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
件	件	千円	%	件	件	千円	%
755	5	2,931	106.62	3,397	-112	31,303	102.98
740	-15	2,886	98.46	3,409	12	31,671	101.18
715	-25	2,990	103.60	3,302	-107	32,360	102.18
686	-29	2,806	93.85	3,166	-136	30,704	94.88
653	-33	3,242	115.54	2,997	-169	34,630	112.79

2割軽減				合計			
世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
件	件	千円	%	件	件	千円	%
266	1	851	113.01	1,257	-26	10,402	111.96
253	-13	807	94.83	1,295	38	10,820	104.02
234	-19	803	99.50	1,235	-60	11,050	102.13
233	-1	793	98.75	1,253	18	11,208	101.43
253	20	1,013	127.74	1,267	14	13,256	118.27

保健事業の実施状況

I. 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 基本的事項

① 受診対象者

40～75歳未満の国民健康保険加入者

② 実施期間

令和6年6月1日（土）～11月30日（土）

(2) 特定健康診査等の実施状況と目標値

特定健康診査・特定保健指導については、健康と長寿を確保しつつ、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から制度化され実施している。

平成30年度から第3期特定健診等実施計画の期間となり、国による健診や保健指導の実施項目の見直しが行われ、令和11年度に60%の受診率目標が再設定された。

【特定健診受診率・特定保健指導実施率（法定報告数値）】

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定健康診査	目標値 (計画)	受診率	49%	53%	56%	60%	50%
	実績 (結果)	受診率	33.3%	36.4%	40.0%	47.1%	42.8%
		対象者 数	6,841人	6,554人	6,120人	5,755人	5,420人
		実施者 数	2,281人	2,388人	2,448人	2,711人	2,319人
特定保健指導	目標値 (計画)	実施率	56%	58%	59%	60%	47%
	実績 (結果)	実施率	51.0%	48.5%	45.7%	49.5%	55.8%
		対象者 数	247人	297人	269人	307人	269人
		実施者 数	126人	144人	123人	152人	150人

(3) 特定保健指導の実施状況

- ①動機づけ支援・・・通知を郵送。結果説明会を行い、これを初回面接とする。結果説明会に来られなかった場合は、訪問等で対応する。行動計画の実施評価として、初回面接から3か月後にアンケートを郵送する。
- ②積極的支援・・・通知を郵送。結果説明会を行い、これを初回面接とする。結果説明会に来られなかった場合は、訪問等支援プログラムにより、3か月以上継続した支援を行う。施設での支援プログラムを勧める。施設でのプログラムを希望しない場合は市で継続支援し、生活習慣改善と保健指導率向上を図る。
- ③休日健診における特定保健指導の実施・・・第3期特定健康診査、特定保健指導から健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施が可能となったため、休日健診の当日に面接を行い、結果が揃った段階で電話等により結果を説明し、初回面接とする。
- ④ハイリスク者の対応・・・受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業

(4) 特定健診を受診しやすい環境づくり

- ①国保加入者の健康増進に向けた受診率向上のため、受診者負担金の**無料**を継続実施していく。
- ②休日健診については、年4回(6月、9月、10月、11月)実施する。当日、保健師、管理栄養士による初回面接を全員に実施する。

【休日健診開催・受診状況】

	回数	受診者(人)	前年比
H22	1	58	
H23	2	170	112
H24	2	233	63
H25	2	253	20
H26	3	346	93
H27	3	425	79
H28	4	425	0
H29	4	395	△30
H30	4	388	△7
R1	4	322	△56
R2	1 (コロナで3中止)	78	△254
R3	4 (日曜3、土曜1)	273	195
R4	4 (日曜3、土曜1)	269	△4
R5	4 (日曜3、土曜1)	294	25
R6	4 (日曜4)	263	△31

※R2は感染予防対策のため中止

③休日健診の受診者全員に歯科健診（無料）の機会を提供する。

【休日歯科健診受診状況】

	回数	受診者(人)	前年比
R2	0 (コロナで中止)	-	-
R3	0 (コロナで中止)	-	-
R4	1 (6月)	101	+101
R5	4 (6、9、10、11月)	208	+107
R6	4 (6、9、10、11月)	180	△28

※R2、R3は感染予防対策のため中止

④市の基本健診、協会けんぽとの相乗り健診を実施し、若年層や家族ぐるみの受診機会を提供する。

【相乗り健診実施状況】

実施日	健診の種類
令和6年9月8日（日）	市基本健診・後期高齢者健診
令和6年10月6日（日）	協会けんぽ被扶養者
令和6年11月24日（日）	市基本健診・後期高齢者健診

⑤事業主健診を受けている（受ける）ことを理由に特定健診を受けていない被保険者からの受診結果データの提出を引き続き求めていく。

⑥令和元年度から、医師会の協力のもと、治療中者からのデータ取得を図り、特定健診のみなしデータ取得を委託実施する。

【みなしデータ提供】

	受診者(人)
R1	2
R2	3
R3	2
R4	5
R5	6
R6	3

⑦健康ポイント事業では、特定健診やドック受診者、運動療法教室受講者、健診データ、みなしデータ提供を対象に、オカヤペイ（200pt）を贈呈し、インセンティブ事業で健康事業の活性化を図る。

【健康ポイント交換率】

	R6	R5	R4	R3	R2
配布数（枚）	2,642	3,105	2,869	2,684	2,513
引換数（枚）	1,123	1,300	1,208	926	634
交換率（%）	42.5	41.9	42.1	34.5	25.2

❸特定健診未受診者対策として AI 分析による勧奨事業を行っている。未受診者の過去の受診歴や、問診から分析されるその方の健康意識を分析し、行動理論に基づいた効果的な勧奨通知を行う。

【特定健診受診勧奨事業実績】

【勧奨内容別】

	1回目	2回目	3回目
時期	5月10日	8月20日	10月8日
対象	前年度未受診者	不定期・未経験者	時点未受診者
送付件数	3,779通	2,260通	4,283通
内容	健診パンフレット	6種類	2種類
	◆フローチャート形式の案内パンフ	◆健康特性に応じた4種の通知、未経験者、40歳向け	◆前年度医療機関で受診した人に医療機関情報を掲載した。

【受診履歴別】 2回目勧奨 8/25 【2,260通】 3回目勧奨 10/8 【4,283通】

	対象抽出 者数	送付者数	うち勧奨後受 診者数	受診率(前年)
計	5,866	4,467	1,244	29.9% (28.9)
連続受診者 (過去3年連続受診)	1,135	635	365	80.9% (75.3)
不定期受診者 (過去3年間で1~2回受診)	1,662	1,402	731	55.9% (59.8)
未経験者 (過去3年間で受診歴なし)	3,069	2,430	148	6.1% (16.1)

※送付者数：2回勧奨対象者は1人としてカウントしている

1回目勧奨 8/25 発送 2回目勧奨 10/10 発送

II. その他保健事業等

①保健事業支援業務委託事業

効率的で効果的な保健事業等を行うため、医療費分析、KDB データ分析による保健事業対象者のリスト抽出や各種アドバイスなど、総合的に保健事業の実施に際しての専門的な支援を受けるための業務委託を行う。

②人間ドック実施事業

受診率向上のため、特定健診と合わせて受診勧奨を行う。

補助額　日帰り：15,000円　一泊2日：30,000円

補助額の内訳

- ・業務委託料 3,075千円（市内の指定医療機関）
- ・補助金（償還払い） 2,955千円（指定の医療機関以外を受診した場合）

【人間ドック受診状況】

		R6	R5	R4	R3	R2
委託料	日帰り	189	188	185	198	175
	1泊2日	8	11	12	8	8
補助金	日帰り	137	143	165	152	119
	1泊2日	30	22	23	26	18
計	日帰り	326	331	350	350	294
	1泊2日	38	33	35	34	26
合計		364	364	385	384	320

③思春期健康教育講座開催事業

市内4中学校を対象に、思春期健康教育講座を開催

④ 特定健診後のフォローの充実（健康推進課との協働）

・糖尿病性腎症重症化予防事業

レセプト、健診データを分析し、糖尿病性腎症患者の階層化を行い、運動や栄養指導により、疾病の改善効果が期待できる対象者を抽出し、運動療法教室受講につなげる。医療機関未受診者へは受診勧奨を行う。

・運動療法教室「おうちエクササイズ」

岡谷市生活習慣病フォローアップ事業「運動療法教室　おうちエクササイズ」は、生活習慣病の診断を受けている方で、本人とかかりつけ医の同意が得られた方を対象に、運動指導、栄養指導を個別プログラムで4か月間実施する。血液データ等の受講結果についてはかかりつけ医へのフィードバックを行い、事業効果を高める。

<運動療法教室参加状況>

講座内容	期間	参加者数	負担金
●おうちエクササイズ 期間：4か月 個別指導（運動・栄養）：7回 トレーニングアイテムの無料貸出（期間中）、 かかりつけ医との連携、オリジナル運動プログラム	8/10 ～ 2/1	8名（男8）	3,500円
●運動と食事を見直す講座 体組成測定、体力測定、栄養講座、運動講座	6/21 7/17	4名（男3、女1） 6名（男4、女2）	500円

III. 医療費適正化事業

①医療費通知事業

税の医療費控除制度の変更に合わせ、通年の受診状況での年1回の通知を行う。

<医療費通知>

発送日	対象	通知世帯数
R7. 2. 3	R5. 11月～R6. 10月診療分	5, 578

<ジェネリック医薬品差額通知>

ジェネリック差額通知は、利用差額が300円以上ある人を対象に、4月に調剤された分を7月に37世帯、10月に調剤された分を1月に21世帯へ郵送しました。合計：58世帯

※【厚労省公表】岡谷市のジェネリック使用割合（R6.3月診療分） 84.7%

長野県のジェネリック使用割合（R6.3月時点） 84.8%

全国平均の使用割合 82.75%

11. 令和6年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況

(単位:円)

歳入				歳出			
科目			金額	科目		金額	
康 一般	医療	現年課税分	509,069,107	総務費	総務管理費	57,079,138	
		滞納繰越分	21,903,305		徴税費	14,800,593	
		計	530,972,412		運営協議会費	66,939	
	後期高 齢者支 援金	現年課税分	203,273,069		趣旨普及費	69,630	
		滞納繰越分	7,292,208		計	72,016,300	
	介護	計	210,565,277	療養諸費	療養一般	2,438,633,126	
		現年課税分	65,211,476		療養給付退職者	0	
		滞納繰越分	3,997,772		疗養費計	2,438,633,126	
		計	69,209,248		疗養一般	20,490,361	
	計	現年課税分	777,553,652		疗養退職者	0	
		滞納繰越分	33,193,285		疗養費計	20,490,361	
使用料及び手数料			計		計	2,459,123,487	
国庫支出金			184,200		審査支払手数料	8,319,063	
県 支 出 金	補 助 金	保険給付費等	4,592,000		計	2,467,442,550	
		普通交付金	2,853,801,648	高額療養費	高額一般	386,163,032	
	交付金	特別交付金	36,319,000		高額退職者	0	
		計	2,890,120,648		高額費計	386,163,032	
		計	2,890,120,648		高額一般	283,089	
繰 入 金	一般会計繰入金		290,247,246		高額介護退職者	0	
	基金繰入金		0		合算計	283,089	
	計		290,247,246		移送一般	0	
	延滞金及び過料		4,832,636		移送退職者	0	
	計		17,728,002		計	0	
諸 収 入	雜入		0	その他 給付	出産育児一時金	5,000,000	
	貸付金元利収入		0		出産支払手数料	2,100	
	計		22,560,638		葬祭費	2,600,000	
	財産収入		40,777		傷病手当金	0	
繰越金		100,364,497	計		7,602,100		
寄附金		0	計		2,861,490,771		
歳入合計		4,118,856,943	事業費納付金	医療給付費 分	一般	622,083,595	
					計	622,083,595	
				後期高齢者 等支援金分	一般	269,902,735	
					計	269,902,735	
				介護納付金分	94,095,690		
					計	986,082,020	
			保健事業費	保健事業費	46,737,348		
				高額医療費貸付金	0		
				出産費貸付金	0		
				計	46,737,348		
			諸支出金	償還 金及 び還 付加 算金	一般保険税還付金	3,501,600	
					退職者〃	0	
					一般償還金	15,898,705	
					退職者償還金	246,264	
					国庫支出金等返還金	14,000	
					計	19,660,569	
			基金積立金			40,777	
			公債費		利子	0	
			予備費			0	
			歳出合計			3,986,027,785	
歳入歳出差し引き				132,829,158			

12. 年度別岡谷市国民健康保険事業決算状況

＜歳 入＞		(単位 : 千円)				
科目/年度		2	3	4	5	6
1 国民健康保険税		899,119	885,229	850,118	822,473	810,747
3 国庫支出金		3,928	1,253	84	63	4,592
4 県支出金		3,135,799	3,217,623	3,039,766	3,007,664	2,890,121
療養給付費交付金		—	—	—	—	—
前期高齢者交付金		—	—	—	—	—
共同事業交付金		—	—	—	—	—
5 一般会計繰入金		297,012	298,258	298,126	299,816	290,247
その他 (2・6・7)		56,674	34,233	36,714	26,830	22,786
小計 A		4,392,532	4,436,596	4,224,808	4,156,846	4,018,493
5 基金繰入金①		0	0	0	0	0
8 繰越金 ②		59,085	102,768	101,350	93,967	100,364
当年度外収入①+②=B		59,085	102,768	101,350	93,967	100,364
歳入計 A + B = C		4,451,617	4,539,364	4,326,158	4,250,813	4,118,857
＜歳 出＞						
科目/年度		2	3	4	5	6
1 総務費		71,265	74,676	72,825	66,366	72,016
2 保険給付費		3,104,352	3,182,230	3,006,976	2,975,938	2,861,491
(療養諸費)		2,675,665	2,757,970	2,604,580	2,574,434	2,845,570
(その他の給付)		428,687	424,260	402,396	401,504	15,921
3 事業費納付金		1,076,914	1,096,269	1,068,264	1,022,472	986,082
後期高齢者支援金		—	—	—	—	—
前期高齢者納付金		—	—	—	—	—
老人保健拠出金		—	—	—	—	—
介護納付金		—	—	—	—	—
共同事業拠出金		—	—	—	—	—
4 保健事業費		47,653	45,444	50,195	56,868	46,737
その他 (5・7・8)		48,629	39,360	33,902	28,772	19,661
小計 D		4,348,813	4,437,979	4,232,162	4,150,416	3,985,987
6 基金積立金③		35	36	29	32	41
繰上充用金④		0	0	0	0	0
歳出計 D+③+④=E		4,348,848	4,438,015	4,232,191	4,150,448	3,986,028
実質収支 C-E		102,769	101,349	93,967	100,365	132,829
単年度収支 A-D		43,719	△ 1,383	△ 7,354	6,430	32,506
基金残高		90,210	90,246	90,275	90,307	90,348

13. 年度別国庫支出金等収入状況

(単位:千円)

			2	3	4	5	6
国 庫 補 助 金	財交	普通調整交付金					
	政付	特別調整交付金					
	調金	(うち保健事業分)					
	整	計					
	後期高齢者医療制度創設事業費						
	高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金						
	出産育児一時金国庫補助金	0	0	0	44	0	
	制度関係業務準備事業費補助金	1,559	122	84	19	4,592	
	災害等臨時特例補助金	2,369	1,131	0	0	0	
	会計年度収入額	3,928	1,253	84	63	4,592	
	実質収入額	3,928	1,253	84	63	4,592	
国庫支出金会計年度収入額			3,928	1,253	84	63	4,592
国庫支出金実質収入額			3,928	1,253	84	63	4,592
退 職 者 療 養 金	現年度分						
	内超過交付分						
	当年度未交付分						
	過年度分交付分						
	過年度分返還分						
	会計年度収入額						
	実質収入額						
前期高齢者交付金							
共同事業交付金							
会計年度収入額計			3,928	1,253	84	63	4,592
実質収入額計			3,928	1,253	84	63	4,592
県負担金							
高額医療費共同事業県負担金							
特定健康診査等県負担金							
県 補 助 金	普通調整交付金						
	特別調整交付金						
	普交	現年度分	3,092,839	3,172,068	2,997,910	2,968,698	2,853,801
	付 通 金	過年度分交付分					
		過年度分返還分					
	特別 交 付 金		42,960	45,555	41,856	38,966	36,319
		保険者努力支援制度分	14,565	19,759	21,777	22,865	22,331
		特定健康診査等負担分	8,856	9,082	9,572	10,740	8,924
		国調整交付金の保健事業分	5,569	5,801	0	0	0
		国調整交付金のその他特別の事情分	5,592	4,666	5,012	3,991	3,655
一般会計繰入金			8,378	6,247	5,495	1,370	1,409
保険基盤安定分			297,011	298,257	298,126	299,815	290,247
助産費・出産育児一時金分			191,549	201,068	208,173	198,556	206,110
事務費分			6,989	4,189	3,360	8,520	1,610
安定支援分			71,621	70,944	71,162	76,657	66,277
特定世帯軽減分			15,403	15,213	14,893	14,893	14,431
福祉医療現物分			11,042	6,372	0	0	0
未就学児軽減分			407	471	538	0	0
産前産後軽減分						1,162	1,106
基盤安定						27	713
特定財源			38,036	39,601	39,530	38,243	37,436
県負担金			106,625	111,199	116,599	111,566	117,146

14. 年度別一般会計繰入金の状況

(単位:円)

年 度	繰 入 額	繰 入 金 の 内 訳							被保険者 1人当たり	総収入 に対する割合	前年比
		保険基盤 安 定 分	事務費等分	安定支援分	特定世帯 等軽減分	福祉医療 現物分	臨時繰入分	未就学児等 軽減分			
昭和 47	円 9,000,000	円	円	円	円	円	円	円	円 720	% 2.60	% 81.82
48	9,000,000								713	2.17	100.00
49	14,000,000								1,105	2.74	155.56
50	33,100,000								2,522	5.24	236.43
51	36,800,000								2,811	4.54	111.18
52	37,910,000								2,889	3.87	103.02
53	5,550,000								414	0.50	14.64
54	7,000,000								507	0.58	126.13
55	10,000,000								715	0.75	142.86
56	13,000,000								908	0.87	130.00
57	17,000,000								1,160	1.11	130.77
58	—										
59	20,000,000								1,359	1.20	
60	—										
61	40,000,000								2,707	2.09	
62	—										
63	28,600,000	28,600,000							2,044	1.51	
平成 元	27,718,000	27,718,000							2,033	1.32	96.62
2	26,936,784	26,936,784							2,008	1.17	97.19
3	27,427,488	27,427,488							2,086	1.10	101.82
4	75,635,600	26,329,600	39,322,000	2,291,000					5,765	3.10	275.77
5	95,119,800	27,992,800	53,440,000	13,687,000					7,228	3.78	125.76
6	102,668,800	28,824,800	54,221,000	19,623,000					7,680	3.99	107.94
7	108,720,600	30,527,600	46,114,000	32,079,000					7,978	3.99	105.89
8	90,985,300	41,371,300	49,614,000	0					8,669	4.32	83.69
9	128,929,700	41,746,700	54,005,000	33,178,000					8,781	4.36	141.70
10	131,118,000	45,065,700	64,063,300	21,989,000					8,557	4.25	101.70
11	174,888,000	47,438,700	104,041,300	23,408,000					10,939	5.35	133.38
12	164,466,000	51,620,000	86,479,750	26,366,250					9,983	4.82	94.04
13	158,122,000	54,730,800	93,939,950	9,451,250					9,191	4.31	96.14
14	147,078,100	62,033,000	80,852,100	4,193,000					8,137	4.18	93.02
15	177,319,230	93,073,094	73,622,386	10,623,750					9,532	4.58	120.56
16	185,763,283	93,983,274	76,587,509	15,192,500					9,784	4.74	104.76
17	200,556,124	103,090,240	82,202,884	15,263,000					10,452	4.75	107.96
18	224,038,108	108,345,667	100,276,441	15,416,000					11,682	5.04	111.71
19	198,439,244	101,022,449	85,185,795	12,231,000					10,454	4.04	88.57
20	178,997,200	69,005,316	98,888,884	11,103,000					13,732	3.79	90.20
21	216,004,003	74,637,954	88,772,049	22,566,000	30,028,000				16,439	4.55	120.67
22	219,013,768	115,401,565	68,628,313	20,238,000	14,745,890				17,070	4.64	101.39
23	330,061,391	109,596,600	86,447,351	20,837,000	13,180,440	100,000,000			26,158	6.72	150.70
24	276,076,968	119,314,591	73,741,002	20,481,000	12,540,375	50,000,000			22,054	5.42	83.64
25	280,282,128	121,826,652	75,846,836	19,732,000	12,876,640	50,000,000			22,644	5.41	101.52
26	248,568,041	149,411,244	71,135,597	19,526,000	8,495,200				20,596	4.65	88.68
27	317,079,396	197,444,165	70,436,951	33,917,000	15,281,280				27,429	5.48	127.56
28	293,390,702	195,311,214	69,385,688	13,725,000	14,968,800				26,806	5.13	92.53
29	289,976,034	192,019,384	70,816,250	13,650,000	13,490,400				28,274	5.18	91.45
30	290,417,088	190,713,531	72,086,557	13,791,000	13,496,000	330,000			29,928	6.07	100.15
平和 一	292,343,977	194,457,373	69,947,104	14,757,000	12,743,500	439,000			31,591	6.24	100.66
2	297,011,601	191,549,204	78,610,297	15,403,000	11,042,100	407,000			32,776	6.67	101.60
3	298,195,502	201,068,405	75,071,097	15,213,000	6,372,000	471,000			34,465	6.57	100.40
4	298,125,864	206,619,271	73,947,593	14,893,000	0	538,000	2,128,000	35,152	6.89	99.98	
5	299,815,885	198,556,206	85,176,873	14,893,000	0	0	1,189,806	37,291	7.05	100.57	
6	290,247,246	206,110,081	67,887,588	14,431,000	0	0	1,818,577	38,788	7.05	96.81	

繰入金の種類

- (1)保険基盤安定分----国民健康保険法第72条の2に基づく、保険税軽減相当額分。
(平成15年度から保険者支援制度が創設され、保険者支援分を含む)
- (2)事務費等分----平成4年度より助産費(平成6年度より出産育児一時金)、事務費の入件費等が一般財源化されたことに伴うもの。
- (3)安定支援分----平成4年度より措置。保険者の責に帰すことのできない理由に対し、交付税措置をしたもの。
- (4)特定世帯等軽減分----平成21年度より、保険者の責によらない軽減分(後期高齢者医療制度創設に伴う国保税軽減分)について、岡谷市としてルール化したもの。(令和4年度で解消)
- (5)福祉医療現物影響分----平成30年8月からの子ども医療費の現物給付方式施行に伴う影響相当分について、県の算定に基づき、岡谷市としてルール化したものです。
- (6)未就学児等軽減分----令和4年度より未就学児の均等割保険税軽減分、令和6年より産前産後被保険者の所得割均等割保険税軽減分

15. 医療給付費等の状況

(1)各種療養費支給の状況

	一般療養給付費			退職者療養給付費			R 4
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	
4月	233,773,199	231,355,018	208,617,033	0	0	0	1,764,455
5月	213,292,183	218,411,089	213,872,414	0	0	0	1,874,934
6月	198,647,424	220,151,494	200,369,821	0	0	0	1,897,580
7月	212,826,661	219,894,935	195,139,067	0	0	0	1,985,591
8月	211,592,567	195,780,351	218,648,918	0	0	0	1,905,801
9月	203,784,438	204,398,859	187,570,950	0	0	0	1,951,519
10月	215,268,668	213,667,482	197,728,730	0	0	0	1,808,657
11月	224,768,367	221,293,617	195,345,141	0	0	0	2,036,985
12月	214,116,351	204,092,385	207,790,208	0	0	0	1,770,260
1月	217,288,414	212,626,408	204,160,854	0	0	0	2,000,512
2月	208,326,968	190,005,215	197,754,124	0	0	0	1,811,785
3月	220,433,808	212,535,421	211,635,866	0	0	0	1,631,881
計	2,574,119,048	2,544,212,274	2,438,633,126	0	0	0	22,439,960

	一般高額療養費（介護合算）			退職者高額療養費（介護合算）			R 4
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	
4月	37,229,997	30,861,619	30,149,410	0	0	0	272,767,651
5月	35,425,467	35,436,403	33,799,452	0	0	0	250,592,584
6月	32,209,643	35,527,861	35,845,770	0	0	0	232,754,647
7月	28,965,000	34,554,984	31,997,852	0	0	0	243,777,252
8月	29,667,481	34,879,423	30,964,435	0	0	0	243,165,849
9月	30,850,237	29,135,506	35,653,705	0	0	0	236,586,194
10月	29,348,734	30,197,255	28,101,650	0	0	0	246,426,059
11月	32,508,965	34,480,092	32,225,961	0	0	0	259,314,317
12月	36,802,164	36,096,524	27,376,207	0	0	0	252,688,775
1月	32,403,888	31,822,148	35,128,161	0	0	0	251,692,814
2月	35,247,566	33,030,433	32,307,448	0	0	0	245,386,319
3月	32,558,961	28,053,737	32,612,981	0	0	0	254,624,650
計	393,218,103	394,075,985	386,163,032	0	0	0	2,989,777,111

(単位：円)

一般療養費		退職者療養費		
R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
2,159,102	1,599,717	0	0	0
1,723,052	1,535,285	0	0	0
1,473,860	1,618,190	0	0	0
2,222,617	2,276,631	0	0	0
1,871,525	1,904,599	0	0	0
1,609,589	1,544,505	0	0	0
1,690,487	1,712,407	0	0	0
1,783,313	1,476,503	0	0	0
1,923,585	1,662,075	0	0	0
2,124,873	1,725,025	0	0	0
1,705,127	1,984,142	0	0	0
1,387,182	1,451,282	0	0	0
21,674,312	20,490,361	0	0	0

合 計		R5-R4	R5/R4	R6-R5	R6/R5
R 5	R 6	差引	対前年比	差引	対前年比
264,375,739	240,366,160	△ 8,391,912	△3.08%	△ 24,009,579	△9.08%
255,570,544	249,207,151	4,977,960	1.99%	△ 6,363,393	△2.49%
257,153,215	237,833,781	24,398,568	10.48%	△ 19,319,434	△7.51%
256,672,536	229,413,550	12,895,284	5.29%	△ 27,258,986	△10.62%
232,531,299	251,517,952	△ 10,634,550	△4.37%	18,986,653	8.17%
235,143,954	224,769,160	△ 1,442,240	△0.61%	△ 10,374,794	△4.41%
245,555,224	227,542,787	△ 870,835	△0.35%	△ 18,012,437	△7.34%
257,557,022	229,047,605	△ 1,757,295	△0.68%	△ 28,509,417	△11.07%
242,112,494	236,828,490	△ 10,576,281	△4.19%	△ 5,284,004	△2.18%
246,573,429	241,014,040	△ 5,119,385	△2.03%	△ 5,559,389	△2.25%
224,740,775	232,045,714	△ 20,645,544	△8.41%	7,304,939	3.25%
241,976,340	245,700,129	△ 12,648,310	△4.97%	3,723,789	1.54%
2,959,962,571	2,845,286,519	△ 29,814,540	△1.00%	△ 114,676,052	△3.87%

(2)年間診療別給付状況

上段：一般
下段：退職者

	件数	日数	費用額	受診率 (100人当レセプト件数)	1件当たり	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
		(調剤：枚) (食事療養：回)			日		
入院	1,823	28,915	1,162,288,306	24.012	15.86	637,569	153,094
	0	0	0	-	-	-	-
入院外	64,794	90,439	1,131,051,985	853.451	1.40	17,456	148,979
	0	0	0	-	-	-	-
歯科	19,265	28,462	256,263,370	253.754	1.48	13,302	33,754
	0	0	0	-	-	-	-
調剤	41,372	47,262	607,518,930	544.942	1.14	14,684	80,021
	0	0	0	-	-	-	-
食事療養 生活療養	1,781	76,125	52,041,636	23.459	42.74	29,220	6,855
	0	0	0	-	-	-	-
訪問 看護	659	5,409	84,693,450	8.680	8.21	128,518	11,156
	0	0	0	-	-	-	-

(3)年度別その他の給付状況

	高額療養費 (上段：一般 下段：退職者)		高額介護合算療養費 (上段：一般 下段：退職者)		出産育児一時金		葬祭費	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
2	7,052	416,496	9	236	21	8,804	52	2,600
	5	14	0	0				
3	7,157	413,862	13	201	15	6,288	70	3,500
	0	0	0	0				
4	7,099	392,460	13	208	15	5,844	56	2,800
	0	0	0	0				
5	6,735	394,072	17	278	11	4,248	58	2,900
	0	0	0	0				
6	6,776	386,019	17	283	11	5,000	50	2,500
	0	0	0	0				

16.令和6年度国民健康保険諸率表

(1)保険料(税)関係諸率

1世帯当たり保険料(税)調定額(現年分)

全 体	円 156,140
-----	--------------

保険料(税)収納率(現年分)

一 般	% 94.21	退 職	% —
-----	------------	-----	--------

1人当たり保険料(税)調定額(現年分)

一 般	円 108,714	退 職	円 —	計	円 108,714
-----	--------------	-----	--------	---	--------------

(2)療養の給付(診療費)等諸率

対象	年報	種 別	100人当レセプト件数 (受診率とみなす)	1件当たり日数	1日当たり費用額	1人当たり費用額	1件当たり費用額
一 般	C 表	入 院 (前年度比)	件 24.012	日 15.86	円 40,197	円 153,094	円 637,569
			0.99	0.20	-983	4,642	-7,245
		入 院 外 (前年度比)	853.451	1.40	12,506	148,979	17,456
			5.47	-0.01	-8	-1129	-246
		歯 科 (前年度比)	253.754	1.48	9,004	33,754	13,302
			5.00	-0.05	-46	-728	-560
		計	1,131.217	1.72	17,248	335,828	29,687
退職者等	F 表	入 院	—	—	—	—	—
		入 院 外	—	—	—	—	—
		歯 科	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—
全 体		入 院	24.012	15.86	40,197	153,094	637,569
		入 院 外	853.451	1.40	12,506	148,979	17,456
		歯 科	253.754	1.48	9,004	33,754	13,302
		計	1,131.217	1.72	17,248	335,828	29,687

* 1世帯当たり調定額=調定額(一般・退職の計)÷年間平均世帯数

* 1人当たり調定額=調定額(一般・退職・計)÷年間平均被保険者数

* 受診率=(100人当たり受診件数)=年間診療件数÷年間平均被保険者数×100

* 1件当たり日数=年間診療日数÷診療各件数

* 1日当たり費用額=年間診療各費用額÷年間診療日数

* 1人当たり費用額=年間診療費用額÷年間平均被保険者数

* 1件当たり費用額=年間診療費用額÷年間診療件数

* 収納率=調定額÷収納額



令和 7 年度

岡谷市の国保

令和 6 年度実績

-
- 発行日 令和 7 (2025)年 1 2 月
 - 発 行 岡谷市
 - 編 集 岡谷市 市民環境部 医療保険課

岡谷市幸町 8 番 1 号 〒394-8510

TEL (0266) 23-4811 (内線 1186)

FAX (0266) 23-5666
